

表 275 食品等の官能検査（保健所）

	検査した検体数 (実数)	違反した検体数 (実数)	違反理由	
			第 19 条第 2 項	その他
魚 介 類	10,094	10	10	-
冷凍食品 { 無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	514	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	1,449	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	1,236	2	2	-
生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	968	-	-	-
魚介類加工品（びん・かん詰を除く）	5,098	47	41	7
肉 卵 類 及 び そ の 加 工 品（〃）	11,883	15	15	-
乳、乳製品及び乳類加工品	7,954	-	-	-
ア イ ス ク リ ー ム 類・氷菓	2,257	7	7	1
穀類及びその加工品（びん・かん詰を除く）	3,497	1	1	-
野 菜 類・果物及びその加工品（〃）	9,469	6	5	1
菓 子 類	13,432	9	8	1
清 涼 飲 料 水	4,453	10	10	-
酒 精 飲 料	1,729	-	-	-
氷 雪	192	-	-	-
水	385	-	-	-
か ん 詰 び ん 詰 食 品	3,708	3	1	2
そ の 他 の 食 品	14,797	16	18	-
添 加 物 及 び そ の 製 剤	61	2	2	-
器 具 及 び 容 器 包 装	1,094	-	-	-
お も ち や	264	-	-	-
総 数	94,534	128	120	12

注）今年度から保健所実施分と市場実施分を分けた。

資料：健康安全室